政令

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十八号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四十五号を第四十六号とし、第三十五号から第四十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五	千円の貨幣のうち平成二十九年に開催される第八回アジア冬季競技大会を記念するため発行するもの	素材	銀
		品位	純銀
		量目	三十一・一グラム
		形式	
		直径	四十ミリメートル
		彩色	黒色、水色、青紫色及び赤色
		発行枚数	五万枚
		発行価格	九千円

別表第三中第三十九号を第四十号とし、第二十九号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九	平成二十九年に開催される第八回アジア冬季競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣	素材	銀
		品位	純銀
		量目	三十一・一グラム
		形式	
		直径	四十ミリメートル
		彩色	黒色、水色、青紫色及び赤色
		発行枚数	五万枚
		発行価格	九千円

別表第四に次のように加える。

三十一	平成二十九年に開催される第八回アジア冬季競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	九千円